

【令和8年度】

水道維持修繕等対応業務（高松市、綾川町）
特記仕様書

香川県広域水道企業団

第1章 水道管路維持運營業務

- 1 業務場所
- 2 業務体制
- 3 業務内容
- 4 報告書等提出及び委託関係事務処理

第2章 現場初動対応業務

- 1 業務場所
- 2 業務体制
- 3 業務内容
- 4 漏水修繕対応
- 5 お客さま相談対応
- 6 企業団発注工事対応
- 7 夜間現場対応
- 8 提出書類
- 9 発注者への連絡
- 10 費用の負担

第3章 水道維持修繕工事待機業務

- 1 待機場所
- 2 業務時間
- 3 連絡体制
- 4 業務内容
- 5 待機人員
- 6 即応の義務
- 7 現場初動対応業務
- 8 提出書類

第4章 漏水修繕工事業務

- 1 業務時間
- 2 工事の種類
- 3 業務内容
- 4 提出書類
- 5 業務体制
- 6 修繕班の配置要件

- 7 作業現場における事項
- 8 費用の負担
- 9 その他

第5章 弁栓類の補修及び整備業務

- 1 業務時間
- 2 業務内容
- 3 施工期間
- 4 提出書類等
- 5 業務体制
- 6 工事班の配置要件
- 7 作業現場における事項
- 8 費用の負担

第1章 水道管路維持運營業務

1 業務場所

本業務区域内に置き、代表者の事業所など本業務以外をおこなっている場所においても運営することができるものとする。

2 業務体制

- (1) 本業務は24時間体制とする。
- (2) 平日8時30分から17時15分までは常時本業務に関する電話対応ができる体制とし、時間外については1回線以上の専用電話で受付できる体制とする。また本業務以外で代表者の業務と兼ねることも可能とする。
- (3) 受付方法については、受付の際、任意の記録簿により通報者住所・氏名・連絡先・用件等受付内容を記録する。また通報者に対して親切丁寧な対応を心掛け、現場確認ができる予定時間を伝え、現場初動対応者及び修繕業者と一体となって本業務を行う。

3 業務内容

- (1) 本業務にかかる電話受付及び業者手配
香川県広域水道企業団（以下、「企業団」という。）及び宿日直者からの修繕等を受付し、地区業者を手配する。
- (2) 組織全体の管理
受付員から修繕班まで組織全体を統括する。
- (3) 水道維持修繕等対応業務事務処理全般。
- (4) 修繕等で発生した苦情の処理。
- (5) 本業務における技術的なサポート。
本業務における技術面・人員等におけるフォローアップ及び技術支援・サポートを行う。また簡易な修理や止水作業及び破損修理等、早急な対応が必要な場合のサポートを行う。

4 報告書等提出及び業務関係事務処理

次の事項について、報告書等を提出しなければならない。

- (1) 受付内容等を集計し、報告書（日報）の提出。
- (2) 苦情対応、内容及び対応状況報告
- (3) 報告書、現場初動対応報告書など地区業者の提出書類を取りまとめ及び日報の作成
- (4) 発注者との委託関係事務処理
- (5) 構成員の追加、脱退等変更がある場合は、事前に届け出し承認を得ること。
- (6) その他発注者が求める事項

第2章 現場初動対応業務

1 業務場所

- (1) 事務所又は自宅等で常時連絡可能であり速やかに出動できる体制が整えられる場所であること。

2 業務体制

- (1) 現場初動対応者には、軽微な修繕等を実施できる技術者を配置しなければならない。技術者とは、下記資格のうち一つ以上有する者のことを指す。
 - ア 給水装置工事主任技術者及び配水管技能者
 - イ その他発注者がアの有資格者と同等と認めた者
- (2) 漏水等の連絡を受けた場合、直ちに現場を確認し、状況に応じ適切に対応をしなければならない。
- (3) 現場初動対応者は、常時、携帯電話で連絡ができるようにしなければならない。

3 業務内容

- (1) 現場初動対応業務に関する事務
- (2) 現場確認関係
 - ア 現場において漏水等の調査確認及び通報者への説明
 - イ 漏水等による通行支障時の安全対策及び周辺住民への周知
 - ウ 担当課及び水道維持修繕工事等待機業務当番業者への連絡
 - エ 企業団発注工事以外で発生した水道管路施設等破損時の初動対応及び通報者への説明
 - オ 緊急時水道管路施設等の企業団職員指示による弁栓類操作等
 - キ 企業団職員が行う応急給水の補助
- (3) 給水管に対する作業
 - ア 濁水、異物等の水質異常時の洗管等
 - イ 出水不良及び水圧低下時の状況確認
 - ウ 軽微な修繕の実施
- (4) 企業団発注工事関係
企業団発注工事に伴う水道事故等発生時の発注者への連絡及び対応の協議
- (5) その他発注者の指示する業務

4 現場確認関係

現場初動対応者は、宿日直者からの連絡を受けた後、直ちに配管状況を確認し、現場へ直行し漏水等の状況を確認する。また、通報者に対しは、面会又は電話連絡と説明を行うこと。

- (1) 漏水・配管調査
 - ア 受注者は事前に作業箇所の周辺状況を把握し、作業に必要な資料を携帯すること。

イ 調査にあたって、業務の安全確保等に必要な設備、装備の措置を行うとともに、水道管路施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

ウ 使用する機材を常に点検し、十分な整備をしておくこと。

エ 通報（受付）内容との整合を確認の上、現場の位置確認を行うこと。

オ 漏水調査等の概要は次のとおりとすること。

① 水道管路上の道路及び道路内の給水装置等に漏水と思われる出水を発見した場合、採水し、残留塩素の調査（残留塩素反応の有無を確認）を行うこと。試薬は貸与する。

② 音聴棒を用いて出来る限りの調査を行うこと。

③ 水道の漏水について、漏水量、路面の状況、交通状況等を調査した上で緊急性を判断し、「宿日直者・指定業者」に報告すること。

④ 給水装置で漏水している場合、メーターを境に修繕費用が無料（メーター一次側）と有料（メーター二次側）とに分かれる。二次側で漏水している場合は、修繕費用のほかに水道料金として徴収されるため、修繕費用がお客さまの負担となることの説明を行うとともに、早急に指定業者に依頼するよう説明を行い、止水栓の開閉方法を説明すること。

⑤ 水道管路施設等を破損した場合、修繕費用が原因者の負担となることの説明し、早急に指定業者に復旧を依頼するようお客さまに説明を行うこと。

⑥ 企業団の指示により異常水の採水を行うこと。採水容器は受注者が準備する。

カ 軽微な修繕以外の緊急を要する修繕と判断した場合は、直ちに修繕工事等待機業者を手配すること。また、必要に応じ発注者に出動要請すること。

キ 路面の陥没及び附属設備の段差等により、通行の安全対策が困難な時は、速やかに安全対策（標識・保安柵・点滅灯等）を施すこと。

ク 断水・出水不良・濁水等の範囲を判断し、広範囲に及ぶ場合は発注者に出動要請すること。

ケ 修繕工事に伴う断水作業又は洗管作業に必要な仕切弁及び消火栓等の操作は、原則として発注者で行うので、受注者は、みだりに仕切弁及び消火栓等の操作はしないこと。ただし緊急時に発注者の指示を受けた場合は、この限りではない。

コ その他必要と考えられること。

5 給水管に対する作業

(1) 受注者は、作業に必要な備品（工具一式等）を準備するとともに、使用する資機材を常に点検し、十分な整備をしておくこと。

(2) 夜間におけるお客さま相談処理は、緊急性を考慮し対応すること。

(3) 出水不良及び水圧低下の確認

ア 断水、濁水、異物などに関するもの

① 受注者は、通報者から連絡があった場合、相談内容に応じた調査を行うこと。

- ② 断水や濁水による対応は、近隣の状況も確認するなど、影響範囲を慎重に調査を行い、広範囲に影響している場合は、昼夜を問わず早急に発注者に連絡すること。尚、漏水が起因している可能性があるため、漏水調査も行うこと。
- ③ 濁水や異物による苦情の場合、水道メーターの一次側で清浄な水を供給することを目的としているため、メーターを外して洗管作業を行うこと。
- ⑤ 匂いや味覚等の水質による相談は、個人差が大きく、季節や配水池からの到達時間等によって変化するため、曖昧な説明を行わず、メーターを外して洗管及び残留塩素測定し、匂いや味覚に異常が無いかを確認した上で、必要に応じ発注者に連絡すること。

イ 出水不良以外に関するもの

一次側ストレーナ、内線止水栓に異常がなく、二次側（器具等の不具合含む。）で異常の場合は、状況を説明し、修繕をお客さまから指定業者に直接依頼してもらうこと。

(4) 軽微な修繕

ア 軽微な修繕等は、現場初動対応者が実施すること。

イ 軽微な修繕の範囲

- ・工具のみで対応できる作業
- ・メーターボックス内の継手類の増し締め
- ・メーターの取り付け取り外し、異物除去・清掃

なお、材料を使用する場合は漏水修繕工事に移行する。

(5) その他必要と考えられること。

6 企業団発注工事対応

- (1) 現場を調査した結果、企業団発注工事に起因すると判断できる場合は、発注者に連絡し判断を仰ぐこと。
- (2) その他必要と考えられること。

7 夜間現場対応

- (1) 夜間においては、いかなる場合においても水道維持修繕工事等待機業者の現場初動対応者が「宿日直者」からの連絡を受ける体制を整えること。
- (2) 「宿日直者」から連絡を受けた者は、直ちに現場の確認並びに初期対応を行い、必要に応じて通報者に連絡すること。
- (3) 漏水量が少量であり現場の安全性が確保される場合（安全対策を行う場合を含む。）については、後日施工とする。ただし、出水不良、路面陥没並びに路面凍結等の二次被害の怖れがあり、緊急性を要するものについては、直ちに水道維持修繕工事等待機業者を手配し緊急修繕を行うこと。また、必要に応じ発注者へ状況報告を行い、指示を受けること。

8 提出書類

受注者は、下記の書類を、毎月期限までに提出し、承諾を得ること。

- (1) 現場初動対応者当番表（提出期限：当該月 5 日前まで）
- (2) 作業報告書（提出期限：初動作業後翌日速やかに）
- (3) 業務月報（提出期限：翌月 5 日まで）
- (4) その他発注者が必要とするもの

9 発注者への連絡

下記に該当する場合は、昼夜間を問わず直ちに発注者へ連絡し、対応を協議すること。

- ア 断水等に伴う、仕切弁操作、消火栓操作が必要な場合
- イ 濁水、その他の水質異常や影響範囲が広域になる恐れがある場合
- ウ 導水管・送水管からの漏水等の場合
- エ 幹線道路等交通量の多い場所で修繕業務が発生した場合
- オ 企業団発注工事に伴う水道事故の場合
- カ 企業団職員の呼び出しを必要とした場合
- キ 離島部で対応が必要な場合
- ク その他受注者で判断できない場合

10 費用の負担

- (1) 以下の費用については、現場初動対応業務における委託料に含まれないことから別途精算して支出するものとする。
 - ア 軽微な修繕のうち、新たに材料を使用した有償作業の費用。
 - イ 夜間に現場初動対応を行った場合の費用。
 - ウ 引続き修繕工事に移行した場合の費用は、漏水修繕工事等業務にて精算する。
- (2) 有償作業を行った修繕工事の報告書は、写真及び処理伝票並びに竣工図に添えて、修繕工事等業務報告書にまとめて提出すること。

第3章 水道維持修繕工事待機業務

1 待機場所

修繕拠点又は自宅等連絡可能な速やかに出動できる場所で、常時、連絡がとれる体制を整えなければならない。

2 業務時間

平日昼間・・・平日の午前8時30分から午後5時15分までの8時間45分

休日昼間・・・休日の午前8時30分から午後5時15分までの8時間45分

夜間・・・午後5時15分から翌午前8時30分までの15時15分

3 連絡体制

受注者は、待機業務を遂行するため、作業責任者は、常時携帯電話を所持し、平日昼間は、発注者の指示を、休日昼間・夜間は、現場初動対応者又は発注者の指示を如何なる時も受ける体制とすること。

4 業務内容

(1) 待機業務に関する事務及び人員の手配

(2) 修繕関係

ア 道路上漏水修繕工事に係る待機及び対応

イ 敷地内（一次側、二次側）漏水修繕工事に係る待機及び対応

ウ 漏水等による通行支障時の安全対策及び周辺住民への周知

エ 担当課及び漏水修繕工事待機業務当番業者への連絡

オ 企業団発注工事以外で発生した水道管路施設等破損修繕工事に係る待機及び対応

カ 緊急時水道管路施設等の企業団職員指示による弁栓類操作等

キ 給水タンク等による応急給水の実施

(3) お客さま相談関係

ア 濁水、異物等の水質異常時に係る待機及び対応

イ 出水不良時の水圧低下時の待機及び対応

(4) 夜間現場対応関係

夜間発生した現場初動対応業務に係る待機及び対応

(5) その他発注者の指示する業務

5 待機人員

(1) 修繕担当班の編成及び人員については以下のとおりとすること。

ア 開庁時間（平日昼間）

本業務区域道路上修繕・・・・・・・・・・・・・・・・・・5班（3名／班）以上

- 本業務区域敷地内修繕・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5班（1名／班）以上
- イ 閉庁時間（休日昼間・夜間）
 - 道路上修繕（旧高松）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1班（3名／班）以上
 - 敷地内修繕（旧高松）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1班（1名／班）以上
 - 道路上・敷地内修繕・現場初動対応（周辺地区）・・ 4班（2名／班）以上

（2） 修繕に伴い増員又は増班が必要な場合は、その規模に応じて、業務責任者は直ちに適切な措置を講じなければならない。

6 即応の義務

業務内容は、事故に対し緊急を要するもので、発注者の出動要請には、24時間体制にて、他工事よりも最優先かつ迅速に対応する義務を負う。従って、夜間・休日等、いかなる理由があろうとも、これを拒むことができない。受注者は連絡を受けて、おおむね1時間以内には現場に到着し、調査を始め、着手すること。また、修繕担当班以外の事故が同時に起こっても、対応可能であること。

7 現場初動対応業務

夜間に宿日直者から連絡を受けた現場初動対応者は、『第1章 現場初動対応業務』に準じ対応を行わなければならない。

8 提出書類

受注者は、下記の書類を期限までに提出し、承諾を得ること。

- （1） 勤務計画表（提出期限：当該月5日前まで）
- （2） 業務月報（提出期限：翌月5日まで）
- （3） その他発注者が必要とするもの

第4章 漏水修繕工事等業務

1 業務時間

業務時間は、水道維持修繕工事等特種業務に準ずる。

2 工事の種類

(1) 漏水修繕工事

水道管路施設等及び附属設備の漏水を修繕する工事をいう。

ア 道路上漏水修繕工事

- ① 「給水管漏水修繕工事」とは、配水管の分岐から内線止水栓までの給水装置の漏水修繕工事をいう。
- ② 「水道管路施設等漏水修繕工事」とは、配水管、導水管、送水管の漏水修繕工事をいう。
- ③ 「附属設備漏水修繕工事」とは、消火栓、空気弁、仕切弁、分水栓、外線止水栓等の漏水修繕工事をいう。

イ 敷地内一次側漏水修繕工事

敷地内において、給水管の官民境界から内栓止水栓までの給水装置の漏水修繕工事をいう。

ウ メーターボックス内漏水修繕工事

メーター周辺部の修繕工事とする。

- ① 内線止水栓修繕及び取替。
- ② 接合部パッキン取替。
- ③ その他の修繕。

エ 舗装修繕工事

漏水修繕後の舗装工事をいう。

(2) 漏水防止工事

水道管路施設等及び附属設備の漏水を防止し、改良する工事をいう。

ア 「給水管引替工事」とは、老朽化に伴い、漏水の恐れがある既設給水管を布設替える工事をいう。

イ 「給水管撤去工事」とは、既設給水管が不要であるが、撤去されていないもの又は将来使用する予定のない給水管を、分岐箇所にて撤去する工事をいう。

ウ 「弁栓類漏水修繕工事」とは、水道管路施設等の弁栓類の取替え及び新設、撤去をする工事をいう。

エ 「給水管切替工事」とは、敷地の近くに配水管が布設されているにもかかわらず、遠くから分岐し給水している場合において、既設給水管を分岐箇所にて撤去し、新規に近くの配水管から分岐をおこない外線給水装置を設ける工事をいう。また、配水管撤去に伴う、給水管切替工事も同様とする。

オ 「止水栓撤去工事」とは、道路工事、漏水修繕工事、漏水防止工事等により外線止水栓が

確認された場合は、漏水の恐れがあるので原則撤去し、内線止水栓のないところは新規に設置する工事をいう。

カ 「漏水防止金具、漏水補修用金具取付工事」とは、漏水の恐れのある水道管路施設等の継手に漏水防止金具、漏水補修用金具を取付け、漏水を防止する工事をいう。

(3) 破損修繕工事

道路改良工事等の公共工事や民間工事等において、工事施行中、水道管路施設等に損傷を与えた場合の原因者が修繕費を負担する修繕する工事をいう。

ア 「配水管等工事中破損修繕工事」とは、水道管路施設を工事中に破損し、施行する修繕工事をいう。

イ 「給水管工事中破損修繕工事」とは、給水管を工事中に破損し、施行する修繕工事をいう。

3 業務内容

(1) 道路上修繕

ア 修繕担当班は、発注者の指示及び設計図書に基づき工事を施行すること。

イ 緊急修繕については、指示を受けてからおおむね1時間以内に現場に到着し、工事を開始すること。

ウ 修繕は、発注者の指定日及び指示した期日までに工事を施行することを原則とするが、着手までに状況が変化した場合は緊急修繕とする。

エ 修繕担当班は、業務責任者又は現場初動対応者から掘削範囲や施工方法等について、指示書の内容や情報等を引継ぎ、道路上の維持修繕範囲における漏水修繕工事及び水道管路施設等の調整・取替・修繕工事を行う。また、防止工事や、他工事施行中において業者の過失に伴う破損現場等においても対応を行うこと。

オ 敷地内における漏水修繕においては、道路上の分水栓等から道路上修繕として指示する場合がある。

カ 別発注の漏水調査等で発見した道路上の漏水及び他工事に伴い発見した漏水についても修繕を指示する場合がある。

(2) 敷地内修繕

ア 敷地内一次側の修繕を行う。また、二次側が鉛管の場合は、原則取り替えること。

イ 道路上修繕に該当する場合において、敷地内修繕として指示する場合がある。

ウ 別発注の漏水調査等で発見した敷地内漏水及び他工事に伴い発見した漏水について修繕指示する場合がある。

4 提出書類

(1) 受注者は、下記の書類を期限までに提出し、承諾を得ること。

- ア 勤務計画表（提出期限：当該月 5 日前まで）
- (2) 受注者は、1 件ごとに修繕工事の完了後、次に掲げる書類を速やかに提出すること。
 - ア 修繕報告書
 - イ 写真（県道・国道は 2 部）
 - ウ 竣工図
 - エ 給水装置工事しゅん工図
 - オ その他発注者が必要とするもの
- (3) 業務に伴い道路掘削を行った場合、関係機関（警察・消防及び道路管理者等）に提出の必要がある書類を速やかに用意すること。
- (4) 業務責任者は、その他発注者が必要とする書類を提出すること。

5 業務体制

- (1) 受注者は、終日修繕工事を迅速かつ適正に施行できる体制を整えなければならない。また、発注者から増員又は増班体制の指示を受けた場合には、速やかに体制を整えなければならない。
- (2) 即応体制確保のため、修繕に必要な資機材を常備し、日頃から保守・点検を行い、消耗品については在庫管理を行わなければならない。
- (3) 業務体制に変更が生じた場合には、速やかに届出し、発注者の承認を得なければならない。また、体制を維持するための措置を講じなければならない。
- (4) 漏水多発時は、速やかに発注者と協議し、増班体制を敷くこととする。
- (5) 受注者の都合により修繕担当班の体制を変更する場合には、速やかに発注者に届出なければならない。

6 修繕班の配置要件

修繕担当班において、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 技術的な指導を適正に行えるよう、作業責任者を配置しなければならない。
- (2) 配置すべき配管工は、水道管路施設等の修繕作業について相当の経験と技術を有し、漏水修繕用材料の使用方法を熟知した者とする。

7 作業現場における事項

7-1 注意事項

- (1) 掘削範囲は、工事に必要な最小限度とし、既設物件（建物及び地下埋設物）及び植木等に損傷を与えないように十分注意すること。常に整理整頓を心がけ、周辺を必要以上に汚したりすることがないようにすること。
- (2) 敷地内への立入り及び掘削を行う場合には、通報者及び所有者等と十分調整を図ること。
- (3) 受注者は、工事の着工前には家屋等の把握を行うこと。また、構造物（壁・タイル・土

- 間等) にひび割れ等の傷があれば事前に写真撮影を行うこと。なお、写真撮影する黑板には撮影年月日・所有者又は使用者及び家屋所在地・撮影箇所の説明(変状寸法を記入等)の項目を記載すること。
- (4) 工事に伴い外壁等を取り壊す必要が生じた場合には、事前に通報者及び所有者の許可を受けることとする。
 - (5) 取り壊しは、破裂等の修繕箇所を事前に十分確認したうえ、カッター切断後、チス・タイル用ノミ等の工具を使用し、必要最小限の範囲にとどめること。また、修繕等により必要以上に破損させた場合は受注者において修復又は復旧費用を負担すること。
 - (6) 現地及び気象状況により、事故や災害が予想される場合は、発注者の指示を受けること。
 - (7) 発注者が不断水式工法等の特殊工法の施工を指示した場合、受注者は速やかに施工の調整を行うこと。
 - (8) 工事着工前には周辺家屋への地元広報を必ず行うこと。また、通報者等の誤解を招く行動は慎み、身だしなみについても配慮し、工事に起因する苦情を受けた場合は真摯に対応すること。
 - (9) 漏水に伴う赤水等の発生及び配管布設後にはメーター洗管等の対応を行うこと。
 - (10) 常に現場の整理整頓を心掛け、竣工後には修繕場所等の清掃を必ず行うこと。
 - (11) 工事中に第三者の所有物等に損害を与えた場合、受注者の責任において速やかに対処するとともに、発注者に報告すること。
 - (12) 工事現場で事故が発生した場合には、緊急体制に基づき速やかに関係機関及び発注者に連絡し、遅延なく書面により報告を行うと伴に、受注者の責任において速やかに対処すること。ただし、業務を行うにあたり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は、協力して処理解決に当たるものとする。
 - (13) 複数箇所を工事する場合においては、事前に分かる範囲で、近隣の施工箇所(同一町内等)をまとめて連続して施工するなどの効率かつ迅速な業務の履行を心がけること。
 - (14) 夜間工事を行う場合、時間帯によっては広報が困難なため、騒音及び振動対策を行い、近隣に対して充分配慮すること。
 - (15) 受注者において所轄警察署に「道路使用許可」の申請手続きを行う。
 - (16) 工事の指示内容に疑義及び現場との不一致が生じた場合は、発注者に申し出ること。
 - (17) 受注者は、発注者が指示する区画線及び道路標示等の施工に際して、原形復旧を遅滞なく行うこと。ただし、主要幹線道路等の重要路線の緊急性を要する区画線及び道路標示等については、最優先すること。
 - (18) 工事完了後、直ちに舗装場所、周辺等の清掃を行うこと。

7-2 工事写真

- (1) 受注者は、工事毎に現場の状況を撮影し、写真データ又はアルバム等の写真帳を1部提出すること。ただし、国道、県道及び発注者が指示した場合は2部提出することとする。

- (2) 写真撮影に使用する黒板の規格及び寸法は、水道工事共通仕様書に基づき、年月日、修繕場所（通報者名等）、修繕担当者名、工種別（着工前、掘削・埋め戻し状況、配管状況（分岐箇所及び既設配水管路位置情報等を含む）、竣工等）等を明記すること。
- (3) 撮影は、できる限り同一方向・同一箇所より撮影すること。
- (4) アルバムの整理については、工事場所等ですぐに照合できるようにすること。
- (5) 工種別の写真は、状況が容易に確認判別できるように撮影すること。なお、漏水修繕において以下の項目については、必ず確認できる写真を提出すること。
 - ア 漏水修繕においては、修繕開始前の漏水箇所、漏水状況及び周辺状況（道路上修繕においては、保安施設等の設置状況）。
 - イ 現場の出来高（配管布設状況、掘削断面、使用材料等）等。
 - ウ 工事後の復旧箇所（道路舗装仮・本復旧、モルタル復旧等）及びその周辺の状況。
- (6) 形状・寸法が判別できるよう、寸法を示す器具を入れて撮影すること。

7-3 安全管理

- (1) 保安施設及び交通誘導員警備員等は、受注者の責任において設置及び配置後、業務に着手すること。また、工事中看板は、水道工事共通仕様書に基づき事前に設置すること。
- (2) 受注者は、履行時間中において、警備会社に雇用されている交通誘導警備員を緊急時においても即座に配備出来る体制を整えること。
- (3) 修繕場所には常時、交通誘導警備員を配置し、交通警備を行うと共に、第三者への安全確保に努めること。ただし、交通誘導員が現地に到着するまでの間、又は施工中において、通行者や作業員の安全確保のためやむを得ず誘導をしなければならないと作業責任者が判断した場合は（6）に記載の者以外が誘導を行うことを阻まない。また、誘導員の所属する会社が複数となった場合は、作業責任者の判断により誘導を取り仕切る会社を指示し誘導に当たらせるものとする。
- (4) 発注者から、二次災害防止のために昼夜間連続しての交通誘導警備員を配置すべき指示があった場合、又は、勤務時間外の漏水等により、翌朝まで連続して現場の安全確保が必要と思われる場合については、受注者は遅延なく配置すること。
- (5) 発注者から交通誘導警備員の増員等（規制車の配備を含む。）の指示があった場合、受注者は遅延なく配置すること。
- (6) 下記の路線で施工する際は、一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を必要人数配置するものとする。ただし、必要人数配置できない場合は1人以上配置するものとし、その他の警備員は、警備指導教育責任者資格証取得者、交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員の者も認める。

国道（5路線）・・・国道11号、国道32号、国道377号、国道436号、国道438号

県道（18路線）・・・県道志度山川線、県道丸亀三好線、県道高松長尾大内線、県道三木国分寺線、県道三木綾川線、県道善通寺府中線、県道丸亀詫間豊浜線、県道詫間琴平線、県道善通寺大野原線、県道善通寺多度津線、県道高松善通寺線、県道長尾丸亀線、県道太田上町志度

線、県道川東高松線、県道檀紙鶴市線、県道大屋富築港宇多津線、県道多度津丸亀線、県道高松志度線、さぬき浜街道

7-4 埋戻し及び路面復旧

- (1) 原則、再生砕石を使用して埋戻しを行うこと。ただし、受注者の都合で使用材料を変更する場合、事前に発注者と協議すること。
- (2) 各層（層の厚さは、原則20cm以下とする。）毎にランマーその他締め固め機械又は器具で確実に締め固めを行い、後日陥没等が生じないように十分留意すること。
- (3) 工事後の舗装仮復旧は、発注者の指示に従うものとする。
- (4) 修繕工事等における路面復旧として、仮復旧を行わず、道路管理者の復旧条件に基づき本復旧の施工を指示する場合がある。

7-5 過積載防止

受注者は、土砂等の運搬において、過積載防止に努めること。また、下請契約者に対し指導すること。

7-6 残土及び廃棄物の処理

受注者は、工事施工により生じた残土及び廃棄物を処理するに当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令、条例、その他の諸規則を守り、受注者の責任において処理するものとし、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為をしてはならない。

7-7 請負材料

本工事で使用する材料は、受注者が調達することを原則とする。特殊資材の調達については発注者と受注者が協議して決める。なお、不要となった請負材料は、受注者の責任において処理すること。

7-8 材料の規格

材料の規格は香川県広域水道企業団水道事業給水条例及び同施行規程等に規定する給水装置の構造及び材質の基準を満たすものとする。又は、発注者の承認材料及び指定した材料とする。

7-9 新基準適合品の使用

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第138号）に適合する材料を使用すること。

7-10 支給材の管理

(1) 支給材料

本工事に使用する材料は、発注者が支給する場合がある。

(2) 材料の保管

取り扱いにあたって損傷・変質及び不良化を起ささないよう留意し管理すること。また、受注者の責において、紛失及び損傷等による不良化を生じさせた場合、発注者が指定する期間内で速やかに代品を納め、又は現状に復さなければならない。なお、その費用は全て受注者の負担とする。また、受注者は業務に支障が生じないよう支給材の在庫及び保管状況について把握し、発注者の請求に応じて現況の報告をしなければならない。

7-11 機器材の調達

受注者は、自己の責任において修繕業務に必要な機器材、各種作業服、安全靴、手袋、ヘルメット等を準備するものとする。

8 費用の負担

- (1) 修繕は1件ごとに事後精算を行う。
- (2) 精算積算は企業団単価を採用し、企業団職員が行う。
- (3) 支払いは請求書受理後30日以内に支払いを行う。

9 その他

その他必要と考えられることについては、随時、発注者との協議により決定する。

第5章 弁栓類の補修及び整備業務

1 業務時間

平日昼間に実施すること。ただし、発注者が指示した場合はその指示に従うこと。

2 業務内容

(1) 弁栓類の補修及び整備

ア 弁栓類（消火栓及び仕切弁、空気弁、弁室等）の補修及び整備工事である。

イ その他、緊急を要する水道管路施設等の整備工事である。

3 施工期間

(1) 発注者から工事依頼後、受注者は速やかに作業員を手配し、指示書に基づき工事を施行すること。

(2) 指示書の期日内に完了し、検査を受けること。

4 提出書類等

(1) 受注者は、工事完了後、指示書毎に次に掲げる書類を速やかに提出すること。尚、様式については、事前に発注者の承認を得ること。

ア 工事報告書及び業務日報

イ 写真（県道・国道は2部）

ウ 工事しゅん工図

エ その他発注者が必要とするもの

(2) 業務に伴い道路掘削を行う場合、関係機関（警察・消防及び道路管理者等）に提出の必要書類を速やかに整えること。

(3) その他発注者が必要とする書類を提出すること。

5 業務体制

(1) 本業務において、工事を定められた期日内に適正に施行できる体制を整えなければならない。また、発注者が増員又は増班体制を求メーター場合には、速やかに整えなければならない。

(2) 工事に必要な資機材を常備し、日頃から保守・点検を行い、消耗品については在庫管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者に届出し、承認を得なければならない。また、体制を維持するための措置を講じなければならない。

6 工事班の配置要件

本業務において、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 技術的な指導を適正に行えるよう、作業責任者を配置しなければならない。
- (2) 配置すべき配管工は、水道管路施設等の作業について相当の経験と技術を有する者とする。

7 作業現場における事項

「第3章 漏水修繕工事等業務」と同様とする。

8 費用の負担

- (4) 修繕は1件ごとに事後精算を行う。
- (5) 精算積算は企業団単価を採用し、企業団職員が行う。
- (6) 支払いは請求書受理後30日以内に支払いを行う。